

(海面漁業生産統計調査)

審 査 メ モ

1 海面漁業生産統計調査の変更

農林水産省は、海面漁業生産統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画のうち、「調査対象の範囲」、「報告を求める者」（以下「報告者」という。）、「報告を求め事項」（以下「調査事項」という。）、「調査事項の基準となる期間及び調査の周期」、「報告を求めのために用いる方法」（以下「調査方法」という。）、「報告を求め期間」、「集計事項」及び「調査結果の公表の期日」を、以下のとおり変更し、2019年調査から実施する計画である。

(1) 調査対象の範囲の変更

本調査の対象とする「海面漁業」の「海面」の範囲に、能取湖及び温根沼を追加する。

(審査状況)

従来から、本調査において対象とする「海面」については、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づき、農林水産大臣が指定（昭和25年3月14日農林省告示第53号）した、浜名湖、中海、加茂湖、風蓮湖、猿澗湖（サロマ湖）及び厚岸湖の計6湖沼を含むとされていた。

今般、農林水産大臣が指定する漁業法上の湖沼に、能取湖及び温根沼の2湖沼が追加（平成30年4月16日農林水産省告示第881号）されたことを踏まえ、当該2湖沼を本調査の対象に追加する計画である。

これについては、関係告示の改正に対応して、機械的に変更するものであり、適切と考える。

(2) 調査事項の変更

ア 稼働量調査について、廃止する。

現 行

入力方向
21171

政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査関係者の秘密の保護に万全を期します。

海面漁業生産統計調査
稼働量調査

稼働量調査票

様式第1号

総入頁本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。

調査年		大海区		都府県(振興局)		市区町村	

漁業経営体名	コード	漁業経営体住所	漁船名	コード	漁船トン数	漁業種類	コード	操業水域	コード	出漁日数													
										1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
							0000																
							0000																
							0000																
							0000																

変更案

〔 削 除 〕

イ 海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）及び海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）において、法人番号の回答欄を追加する。

ア 稼働量調査の廃止

(審査状況)

本調査のうち、「稼働量調査」については、全ての漁業経営体を対象に実施されていたが、平成19年調査から、漁獲成績報告書等^(注1)の利用可能なものはこれを活用し、調査の簡素化を図った。しかし、WCPFC^(注2)において資源の国際的な保存・管理の対象とされた、かつお・まぐろ類に係る漁業種類のうち、漁獲成績報告書等が活用できない4つの漁業種類^(注3)を営む漁業経営体については調査対象として残し、行政ニーズに対応しつつ、報告者負担の軽減を図ったところである。

(注1) 「漁獲成績報告書等」とは、次に掲げる報告であって農林水産大臣が定めるものをいう。

① 漁業法第52条第1項の規定による農林水産大臣の許可、同法第65条第1項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可又は漁業法第66条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けて漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告

② 前記①に掲げるもののほか、漁業法第134条第1項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告

(注2) 「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約」（日本では平成17年から加盟）に基づき設置された中西部太平洋まぐろ類委員会の略称である。

(注3) 「沿岸まぐろはえ縄」、「ひき縄釣」、「大型定置網」及び「沿岸かつお一本釣」の4漁業種類である。

しかしながら、近年、以下のとおり、稼働量調査を引き続き実施する必要性が乏しくなっていることから、同調査を廃止し、更なる報告者負担の軽減を図る計画である。

① 4漁業種類のうち、主に熱帯性まぐろを漁獲する「沿岸かつお一本釣」については、平成25年に合意された熱帯性まぐろ類の保存管理措置において、「めばち、きはだ、かつおを2,000トン以上漁獲するまき網、はえ縄を除くその他の商業漁業について、基準年から漁獲努力量を増加させない」旨が規定され、その遵守の確認検証のため稼働

量調査結果を利用してきたが、平成29年のWCPFC年次会合において、熱帯性まぐろ類の保存管理措置から、「基準年から漁獲努力量を増加させない」旨の規定が削除され、漁獲量による管理へ移行したこと。

- ② 平成19年調査以降、データ蓄積も10年余となる中、「沿岸まぐろはえ縄」、「ひき縄釣」及び「大型定置網」については、WCPFCへ加盟してから現在まで操業日数データの報告義務がないまま10年が経過しており、今後も情勢に変化がみられないこと。
- ③ 当該4漁業種類については、平成22年以降、主に北緯20度以北の太平洋に生息するくろまぐろ（太平洋くろまぐろ）の管理が徐々に強化されたことに伴い、国内においても定置網漁業の免許数抑制や、従来の自由漁業から届出制、更には承認制とするなど、規制が強化されていること。

これについては、WCPFCを中心とする資源管理を取り巻く環境変化や、稼働量調査のデータ蓄積を踏まえた利活用ニーズの変化を勘案し、報告者の更なる負担軽減を図るものであり、おおむね適当と考えるが、廃止に伴う支障の有無等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 WCPFCを中心とする資源管理を取り巻く環境は、どのように変化しているのか。
- 2 稼働量調査のデータは、どのように推移しているか（平成20年、平成25年～同29年調査結果）。
- 3 稼働量調査の結果については、条約水域内におけるかつお・まぐろ類の稼働日数等の把握・分析への活用を含め、行政施策等において具体的にどのように活用されてきたのか。
- 4 以上を踏まえ、稼働量調査の廃止により、利活用上の支障等は生じないか。

イ 法人番号の追加

(審査状況)

法人番号については、政府統計の精度向上等に資する観点から、各府省を構成メンバーとする「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」が取りまとめた検討結果報告書（平成29年3月23日）において、「総務省（統計局）及び関係府省は、（中略）平成29年度以降に企画する統計調査から順次法人番号の把握を開始」することとされたところである。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）においても、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、把握した法人番号を事業所母集団データベースに登録することとされているところである。

今回の海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）及び海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）における法人番号の追加は、これらを踏まえたものであり、適当と考える。

(3) 調査方法の変更

海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）及び海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）の調査方法について、従来の調査員調査又は郵送調査と併用して、オンライン調査を新たに導入する。

(審査状況)

オンライン調査については、第Ⅲ期基本計画において、報告者の負担軽減・利便性の向上、調査結果の正確性の確保への寄与及び統計調査業務の効率化の観点から、「統計調査の企画に当たり、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上方策を検討することを原則とする」こととされているところである。

このような状況を踏まえ、今回調査から、海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）及び海面養殖業収穫統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）について、これまでの調査員配布・回収（水揚機関用）又は郵送配布・回収（漁業経営体用）と併用して、政府統計共同利用システムを利用したオンライン回答を導入する計画である。

これについては、報告者の利便性の向上、調査結果の正確性の確保及び統計調査業務の効率化等の観点から、おおむね適当と考えるが、オンライン回答の円滑な実施・利用の推進を図るための方策等が適切に講じられているか等を検討する必要がある。

(論点)

- 1 オンライン回答の導入に当たって、オンラインによる回答率の向上を図る観点から、具体的にどのような周知方策を講ずることとしているか。
- 2 新たに導入するオンライン調査票については、報告者の記入のしやすさ等に配慮したものとなっているか。
- 3 今後、パソコンのみでなく、スマートフォンやタブレットなどモバイル機器携帯型端末による回答も可能とする余地はないか。

(4) 調査事項の基準となる期間及び調査の周期の変更

海面漁業漁獲統計調査におけるかつお・まぐろ類の調査の期間を「半年毎」から「1年間」に変更するとともに、調査の周期を「半年」から「1年」に変更する。

(審査状況)

海面漁業漁獲統計調査については、原則、毎年1月1日から12月31日までの1年間の状況を年1回調査しているが、かつお・まぐろ類については、半年ごと（1月1日から6月30日、7月1日から12月31日の間）の状況を毎年1月から3月及び7月から9月に調査している。

これは、上記（2）のとおり、平成19年に稼働量調査の対象を、かつお・まぐろ類に係る4つの漁業種類に見直した際に、当該漁獲量については、当時行われていた資源回復計画^(注1)の対象魚種の漁獲量調査^(注2)に合わせて、上期・下期の年2回把握することとしたものである。

しかしながら、資源回復計画の対象魚種の漁獲量調査は、平成23年度で終了していること、また、かつお・まぐろ類の漁獲量の利活用ニーズとされてきたWCPFCへの報告は年1回であることを踏まえ、かつお・まぐろ類についても、他の魚種と同様に、1年間の漁獲量を年1回調査するよう、変更する計画である。

(注1) 水産庁において、広域での管理が必要と考える魚種について資源保護計画を作成し、平成23年まで広域漁業調整委員会にて、状況確認を実施していた。

(注2) 平成23年海面漁業生産統計調査では、資源回復計画対象魚種である、21種類（まだら、さめがれい、やなぎむしがれい、きちじ、あんこう類、とらふぐ（太平洋中区・東シナ海区等）、しゃこ（太平洋中区、瀬戸内海区）、あなご類、いかなご、まがれい、はたはた、べにずわいがに、あかがれい、まち類、さむら、かれい類、ひらめ、くまえび、がざみ類）の魚種について調査を実施していた。

これについては、行政ニーズの変化を踏まえ、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、調査周期の変更等に伴う利活用上の支障等が生じないか確認する必要がある。

(論点)

- 1 これまで半年単位で把握してきた、かつお・まぐろ類の漁獲量に係るデータの推移は、どのようになっているか（平成20年、平成25年～同29年調査結果）。
- 2 半期別に把握する理由としていた資源回復計画対象魚種の漁獲量調査が終了した平成23年度以降も、かつお・まぐろ類の漁獲量について、引き続き、上期・下期別に調査してきた理由は何か。
- 3 かつお・まぐろ類の漁獲量に係る調査結果については、具体的にどのように利活用されてきたのか。
- 4 以上を踏まえ、今回の調査周期等の変更により、利活用上の支障等は生じないか。

(5) 集計事項の変更

概要公表に係る集計事項を拡充するとともに、稼働量調査の廃止及び利活用状況を踏まえ、詳細公表に係る集計事項の廃止及び表章単位の変更を行う。

(審査状況)

概要公表に係る集計事項について、これまで詳細公表で提供してきた「漁業種類別・魚種別漁獲量」を追加するとともに、都道府県別に表章してきた「漁業種類別漁獲量」及び「魚種別漁獲量」について、大海区別にも表章するよう、変更する計画である。

また、詳細公表に係る集計事項について、稼働量調査の廃止に伴い関連する集計事項を削除するとともに、利活用ニーズが低下していることを踏まえ、以下の集計事項の一部廃止及び表章単位の変更を行う計画である。

【海面漁業漁獲統計調査関係】

- 特殊魚種別漁獲量の廃止
- 漁業種類別漁獲量及び魚種別漁獲量の市町村別表章の廃止（今後は全国、都道府県別、大海区別及び県別大海区別に表章）

【海面養殖業収獲統計調査関係】

- 養殖魚種別収獲量、養殖魚種別収獲量（かき類・のり類）、種苗養殖販売量及び投餌量の大海区別、県別大海区別表章の廃止（養殖魚種別収獲量は市町村別表章も廃止し、今後は全国及び都道府県別に表章）

これについては、統計利用者のニーズや利用実態を踏まえた変更であり、おおむね適切と考えるが、今回の変更により、どのような効果が期待できるのか、また、廃止・変更による利活用上の支障等は生じないか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 今回の集計事項の変更は、具体的にどのようなニーズに対応するものか。
- 2 概要公表において、追加又は表章単位を変更する集計事項は、どのように利活用されてきたのか。これまでの詳細公表における提供では、どのような不都合が生じていたのか。概要公表の際に提供することにより、どのような効果・利活用を想定しているのか。
- 3 詳細公表において、廃止又は表章単位を変更する集計事項は、どのように利活用されていたのか。
- 4 以上を踏まえ、調査結果の利活用の観点からみて、改善を図る余地や支障等は生じないか。

(6) 調査結果の公表の期日の変更

概要の公表期日を「調査実施年の4月30日まで」から「調査実施年の5月31日まで」に変更する。

(審査状況)

本調査の概要公表については、これまで調査が終了する3月末から1か月後の4月末に公表してきたが、上記(5)の集計事項の追加・表章単位の変更(2表)に伴い、必要な集計期間を確保するため、1か月後ろ倒しして、5月末の公表に変更する計画である。

これについては、統計の正確性確保の観点から、おおむね適当と考えるが、今回の変更により統計利用者に支障等が生じないか確認する必要がある。

(論点)

- 1 新たな公表時期を踏まえた、実査から公表までの具体的な作業スケジュールは、これまでと、どのように変わるのか。
- 2 調査結果の利活用の観点からみて、支障等は生じないか。

2 統計委員会諮問第306号の答申(平成18年3月10日付け統審議第4号)における「今後の課題」への対応状況について

〔「今後の検討課題」における記述(抜粋)〕

本調査については、今回の改正に伴い、漁業経営体に係る統計はかつお・まぐろに関するものを除き作成されなくなるが、漁業に関する統計の体系的整備及び統計需要への的確な対応を図る観点から、基本的な事項に関する統計が継続的に整備されるよう、次のことについて検討する必要がある。

- (1) 漁業種類別、規模別等の漁業経営体数に係る事項について、5年ごとに実施する漁業センサスにおいて把握すること。
- (2) 最も基本的な漁業経営体数に係る事項について、漁業センサスの中間年において標本調査により把握すること。

なお、上記(2)の標本調査については、統計の時系列を確保する観点から、平成19年度から実施することが適当である。

(審査状況)

本課題は、前記1(2)のとおり、平成19年調査以降、稼働量調査を、漁獲成績報告書等の提出義務のない、かつお・まぐろ類に係る4つの漁業種類に限定して実施することとなったことを踏まえ、基本的な事項である漁業経営体数に関する統計が以降も継続的に整備されるよう、検討することについて求めたものである。

これを踏まえ、農林水産省は、平成19年以降、漁業種類別、漁船規模別の漁業経営体数について、5年ごとに実施する全数調査である漁業センサス(基幹統計調査)で把握するとともに、その中間年は、漁業センサスを母集団として標本調査として実施している漁業就業動向調査(一般統計調査)により調査し、漁業センサスの結果を用いた比推定により漁業経営体数を推計している。

これについては、平成28年1月の第66回統計委員会基本計画部会における未諮問基幹統計の確認審議において、漁業センサスと漁業就業動向調査による漁業経営体数の推移に

かい離は見られず、漁業就業動向調査において、漁業経営体数は的確に把握されていると判断できると評価されている。

一方で、本調査は「漁業センサス」と並んで、漁業に関する基幹的な統計と位置づけられるものであり、両調査の内容については、互いに整合性を保つことが重要と考えられることから、今年2月に統計委員会から答申され承認を得た漁業センサスの変更内容と、今回の本調査の変更内容との整合性等について確認する必要がある。

(論点)

- 漁業に関する構造統計と位置付けられる「漁業センサス」の変更内容（平成30年2月答申）と生産統計と位置付けられる本調査における今回の変更内容は整合的なものとなっているか。

3 未諮問基幹統計の確認審議における指摘事項への対応状況について

〔（課題解決に向けた今後の取組の方向性）における記述（抜粋）〕

今後とも、行政記録情報の活用等によりコスト・ベネフィットも考慮しつつ、効率的に調査を実施するとともに、把握漏れや重複計上等を防止する努力を続けるなど、引き続き統計精度を維持・向上させていくことが重要である。

(審査状況)

未諮問基幹統計の確認審議においては、本調査における漁獲量について、そのほとんどを把握可能な漁業協同組合等の水揚機関に対する調査を基本として実施しているほか、一部の調査対象については調査に代えて行政記録情報等を利用するなど、複数の情報源から作成されていることを踏まえ、把握漏れや重複計上を防止し、引き続き統計精度の維持・向上に努めるよう指摘している。

これを踏まえ、農林水産省は、引き続き、調査の準備段階で調査方法ごとに調査対象名簿を整理し、漁業経営体の重複や把握漏れがないようにするとともに、把握した漁獲量について、調査系統の多段階（農政局支局、農政局本局、農林水産省本省）において、前年比や変動要因等を確認し、統計の精度向上に努めているとしている。

これについては、統計精度の維持・向上に資する取組として、おおむね適切と考えるが、更なる改善の余地はないか、確認する必要がある。

(論点)

- 未諮問基幹統計の確認審議における指摘を踏まえ、調査の効率的実施とともに、統計精度の維持・向上の観点から、新たに開始した取組はあるか。また、今後、更なる改善に向けた取組を検討しているか。